

令和6年度 収支予算書 (正味財産増減計算書ベース)

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで -

(単位:千円)

科目	公益目的事業会計			収益事業等 会計	法人会計	内部取引消 去	合計	前年度予算 額	増減
	観光プロモーション事業	観光情報センター運営	合計						
I 一般正味財産増減の部				-					
1. 経常増減の部				-					
(1) 経常収益									
①受取会費	446	4,209	4,655	-	3,965	-	8,620	8,620	-
正会員年会費	446	4,209	4,655	-	3,965	-	8,620	8,620	-
②事業収益	18,733	150	18,883	78,261	-	-	97,144	96,486	658
観光プロモーション事業収入	18,733	-	18,733	-	-	-	18,733	18,084	649
観光情報センター事業収入	-	150	150	-	-	-	150	150	-
ZOZOマリンスタジアム売店運営等事業収入	-	-	-	78,261	-	-	78,261	78,252	9
③受取補助金等	66,403	-	66,403	-	701	-	67,104	69,241	-2,137
千葉市観光事業等補助金	66,403	-	66,403	-	701	-	67,104	69,241	-2,137
千葉県補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
④受取負担金	-	12,277	12,277	-	-	-	12,277	17,228	-4,951
観光情報センター事業負担金	-	12,277	12,277	-	-	-	12,277	17,228	-4,951
⑤雑収益	-	-	-	-	52	-	52	52	-
受取利息	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑収益	-	-	-	-	52	-	52	52	-
経常収益計	85,582	16,636	102,218	78,261	4,718	-	185,197	191,627	-6,430
(2) 経常費用									
①事業費	101,435	16,636	118,071	65,650	-	-	183,721	190,092	-6,371
観光プロモーション事業費	101,435	-	101,435	-	-	-	101,435	102,157	-722
観光情報センター運営事業費	-	16,636	16,636	-	-	-	16,636	22,364	-5,728
ZOZOマリンスタジアム売店運営等事業費	-	-	-	65,650	-	-	65,650	65,571	79
②管理費	-	-	-	-	4,718	-	4,718	4,458	260
人件費	-	-	-	-	2,742	-	2,742	2,482	260
一般管理費	-	-	-	-	1,976	-	1,976	1,976	-
経常費用計	101,435	16,636	118,071	65,650	4,718	-	188,439	194,550	-6,111
当期経常増減額	-15,853	-	-15,853	12,611	-	-	-3,242	-2,923	-319
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用									
経常外費用計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他会計振替額	6,305	-	6,305	-6,305	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	-9,548	-	-9,548	6,306	-	-	-3,242	-2,923	-319
一般正味財産期首残高	5,539	-	5,539	8,501	4,107	-	18,147	21,070	-2,923
一般正味財産期末残高	-4,009	-	-4,009	14,807	4,107	-	14,905	18,147	-3,242
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
III 当期正味財産期末残高	-4,009	-	-4,009	14,807	4,107	-	14,905	18,147	-3,242

(注) 1 収支予算書は、「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)の正味財産増減計算書に基づき作成している。

資金調達及び設備投資の見込みについて

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(1) 資金調達の見込みについて

期中に借り入れの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

期中に重要な設備投資（除却または売却を含む）の予定はありません。

以上

収支予算書に対する「注記」

1. 重要な会計方針

租税公課は、会計毎に設ける。租税公課は、法人税、法人事業税等及び自動車税、並びに協会が直接支払う消費税とし、課税仕入の消費税は、各支出勘定科目に含ませる。

予算の執行にあたっては予算総枠内で各科目の流用増減を行うが、中科目間の流用は、専務理事の専決処分とする。

大科目間の流用及び予算外に出費を必要とする場合は、予算の補正を行ない理事会の議決を得る。